

箕 面 市 消 防 本 部

消防用設備等点検業務委託仕様書

箕面市消防本部消防用設備等点検業務の受託者（以下「乙」という。）の業務内容は、本仕様書の定めるところによる。

1 対象施設

- | | |
|----------------|----------------------|
| (1) 箕面市消防本部（署） | 箕面市箕面五丁目 1 1 番 1 9 号 |
| (2) 箕面市消防署東分署 | 箕面市栗生外院二丁目 4 番 7 号 |
| (3) 箕面市消防署西分署 | 箕面市瀬川三丁目 1 番 5 6 号 |

2 業務期間

契約期間と同じ

3 一般事項

- (1) 本委託は、契約書、本仕様書及び現場説明事項に基づき委託者（以下「甲」という。）の指示に従い施行すること。
- (2) 本委託に関する法令、条例、諸規則等は、これを遵守すると共に関係各官庁の定める規定に基づき施行すること。
- (3) 本仕様書は本委託の基本的内容について定めたものであり、記載されていない事項であっても、当然必要であると判断されるものについては、乙の責任において施行すること。
- (4) 乙及び業務関係者は、甲の管理上の諸規定及び指示に従うこと。
- (5) 本委託施行にあたっては、労働安全衛生法及びその他関係諸法令を遵守して安全作業を行い、労務災害等の発生がないよう努めること。
- (6) 本委託施行にあたり疑義が生じた場合は、そのつど甲と協議し、その指示に従うこと。
- (7) 提出書類（原則として A 4 版とする）
 - ① 報告書（作業完了時）
 - ② その他、甲の指示するもの

4 作業内容

- | | | |
|------------|-------|-----------|
| (1) 機器総合点検 | 年 1 回 | （年度前半に実施） |
| (2) 機器点検 | 年 1 回 | （年度後半に実施） |

5 特記事項

- (1) 業務日及び業務時間は原則として平日（*）の 8 時 4 5 分～17 時 1 5 分の間とする。なお、詳細は、消防業務に支障をきたさないよう、甲・乙協議して決定する。

* 平日とは土・日・祝祭日・休日・年末年始（12月29日～1月3日）以外をいう。

- (2) 業務実施にあたっては、甲の承認を得て行い、業務終了後速やかに業務終了の報告を行うものとする。
- (3) 業務に必要な器具、消耗品などは、すべて乙が負担するものとする。

消防庁舎「消防設備点検」委託仕様書

「機器点検」及び「機器総合点検」を行うものとする。

	消防本部(署)	東 分 署	西 分 署	
連結送水管				
送水口				
放水口				
屋内消火栓設備				
ポンプモーター	1 台			
消火栓	8 基			
充水槽	1 基			
制御盤	1 台			
常用電源	1 式			
放水テスト				
配線点検	1 式			
ハロン1301消火設備				
ガス容器	2 本			
容器弁開放器	2 個			
ホーンノズル	2 個			
放出テスト				
配線点検	1 式			
自動火災報知設備				
受信機 (20回線まで)	1 台			
差動式スポット型感知器	79 個			
定温式スポット型感知器	6 個			
煙感知器	36 個			
手動発信機表示灯	8 個			
ベル	9 個			
交流電源	1 式			
予備電源設備	1 式			
配線点検	1 式			
誘導灯				
10W～40W	16 灯	4 灯	2 灯	
専用電源	1 式	1 式	1 式	
配線点検	1 式	1 式	1 式	
防排煙制御設備				
制御盤 (20回線まで)	1 台			
煙感知器	6 個			
リリース シャッター用	2 個			
〃 防火扉用	4 個			
〃 ダンパー用	34 個			
配線点検	1 式			
非常放送設備				
交流電源	1 式			
蓄電池設備	1 式			
スピーカー	54 個			
非常放送盤	1 台			
遠隔操作盤				
配線点検	1 式			
消火器具				
消火器	22 本	5 本	6 本	
漏電火災警報器				
専用電源			2 式	
受信機(音響装置内蔵型)			2 台	
変流器			2 個	
配線点検			2 式	
以上にかかる報告書の作成	1 式	1 式	1 式	

各種配線点検は、機器総合点検時に実施する。